

第97期 定時株主総会

招集ご通知



日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所 佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
12名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および
社外取締役を除く。）に対する業績連動
型株式報酬等の額および内容決定の件

目次

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

■ お知らせ

- ご出席株主さまへのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 定時株主総会後に株主さまにお送りしていただきました決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当行ウェブサイトにて掲載させていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
《当行ウェブサイト掲載箇所》
<https://www.sagabank.co.jp/ir/>
※上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」にある「株主総会・配当情報」よりご確認ください。

株 主 各 位

証券コード 8395
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)
佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 坂 井 秀 明

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.sagabank.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」にある「株主総会・配当情報」欄よりご確認ください。)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「佐賀銀行」又は「コード」に当行証券コード「8395」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1.第97期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
2.第97期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月26日（金）
午前10時

郵送（書面）による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日（木）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木）
午後5時30分まで

3～4 頁の「インターネット等による
議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

1. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

(1) 事業報告

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ① 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ② 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | ⑥ その他 |
| ③ 業務の適正を確保するための体制および運用状況 | |
| ④ 特定完全子会社に関する事項 | |

(2) 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 株主資本等変動計算書 | ③ 連結株主資本等変動計算書 |
| ② 個別注記表 | ④ 連結注記表 |

2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

アクセス手順について



ID・パスワード入力 する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索



「スマート行使」による 方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる

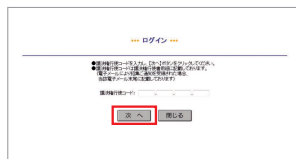
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

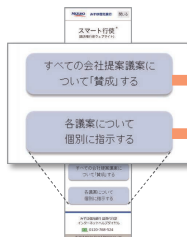


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

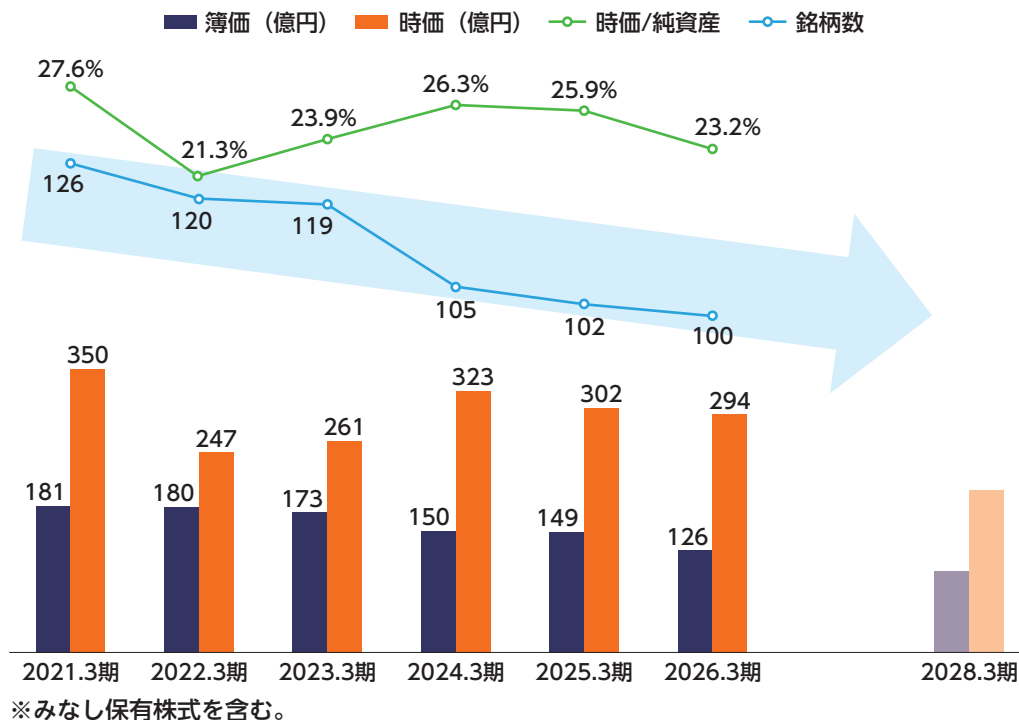
画面の案内に従って
行使完了
です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワード入力する方法」でご修正いただきますようお願い申し上げます。

《ご参考》

■政策保有株式縮減についての方針

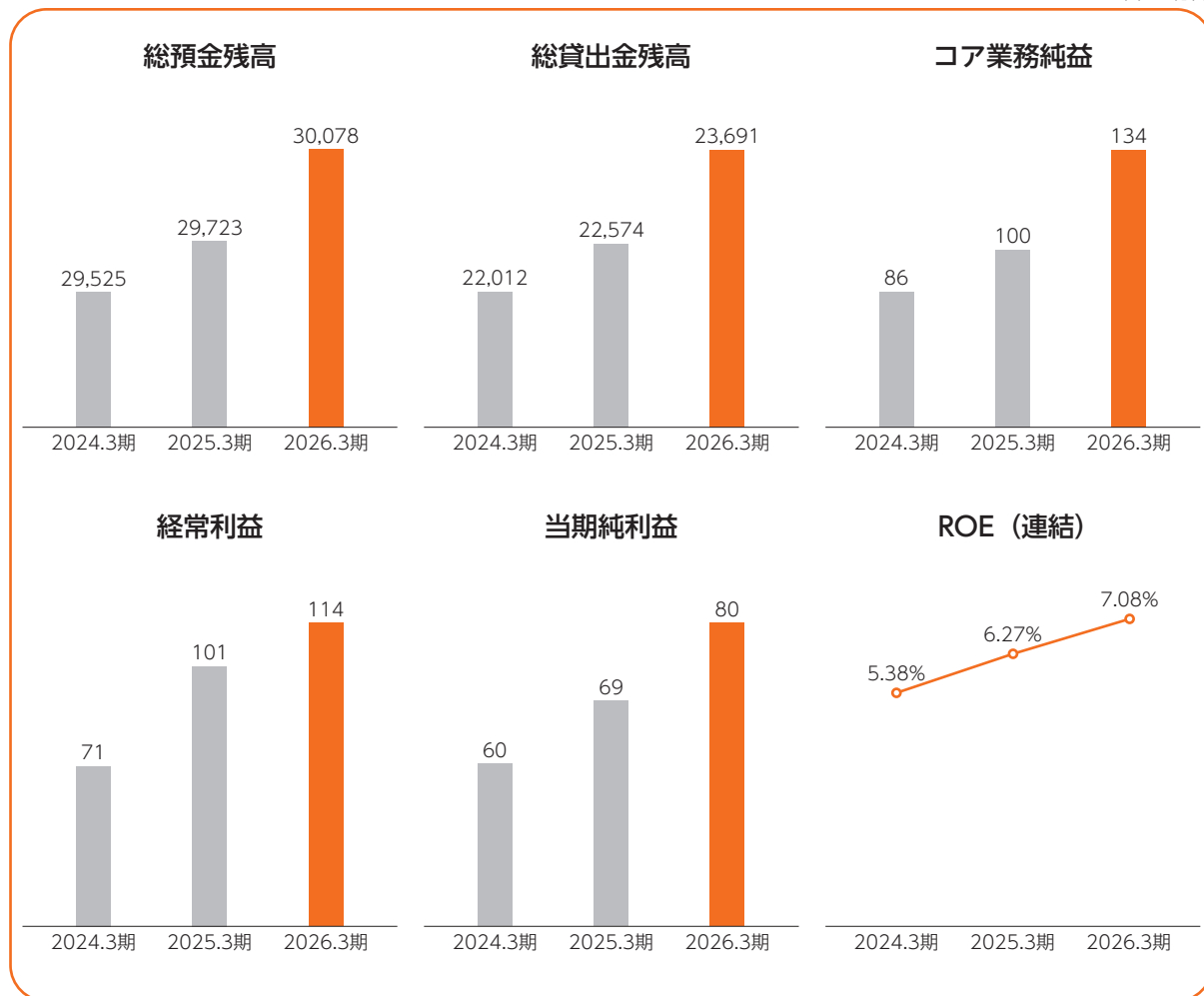
- ◆ 経済合理性の評価及び資本コスト対比の運用評価（定量）、並びに保有目的の評価（定性）により総合評価を行い、保有の適否を検証しております。
- ◆ 株式相場の影響により、時価ベースでは増減があるものの、簿価ベース及び銘柄数は着実に縮減しております。
- ◆ 保有意義の検証や株主との対話を通じて、中計最終年度の純資産比率（時価ベース）20%未滿を目指します。



《ご参考》

■主な指標の推移

単位：億円



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、年間配当100円維持に向け、期末配当については1株当たり50円とさせていただいておりましたが、当期の業績や自己資本比率等を踏まえ、また、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、年間配当を110円とすべく、期末配当につきましては1株50円から10円増配し60円としております。この結果、1株当たりの年間配当金は、中間配当50円、期末配当60円を合わせた、1株当たり110円となります。

また、内部留保として別途積立金に6,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金60円 総額1,014,112,200円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

2. その他の剰余金に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 6,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当行における地位等		
1	さか	い	ひで	あき	再任	取締役頭取（代表取締役）		
2	くち	いし	よう	いち	再任	常務取締役		
3	なか	しま	ひで	き	再任	取締役		
4	あら	つ		まさる	再任	取締役		
5	しら	はま	かず	や	再任	取締役		
6	かな	が	え	こう	再任	取締役営業統括本部営業統括部長		
7	さか	い	さだ	き	再任	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長		
8	まさ		き	み	新任	業務統括本部業務統括部長		
9	くま	もと	てる	ゆき	新任	唐津ブロック長 兼唐津支店長兼唐津駅前支店長		
10	くさ	つ	やす	ふみ	新任	福岡中央ブロック長 兼福岡支店長兼渡辺通支店長 兼天神支店長		
11	とみ	よし	けん	た	再任	社外	独立	取締役
12	こう	の	けい	じ	再任	社外	独立	取締役

新任 … 新任取締役候補者 再任 … 再任取締役候補者 社外 … 社外取締役候補者 独立 … 証券取引所届出独立役員



生年月日

1958年9月5日生

所有する当行株式の数

7,700株

取締役在任年数

15年

候補者
番号

1

さか い ひで あき
坂 井 秀 明

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当行入行	2007年 6月	同武雄支店長
2002年 6月	同二日市支店長兼都府楼支店長	2009年 6月	同総合企画部長
2002年11月	店舗統廃合により同二日市支店長	2011年 6月	同取締役総合企画部長
2004年 4月	同総合企画部副部長	2014年 4月	同常務取締役
		2018年 4月	同代表取締役頭取 現在に至る

取締役候補者とした理由

1981年入行後、武雄支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2011年から取締役、2014年から常務取締役を務め、2018年から代表取締役頭取に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1966年10月12日生

所有する当行株式の数

1,400株

取締役在任年数

4年

候補者
番号

2

くち いし よう いち ろう
口 石 洋 一 郎

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2021年 4月	同執行役員営業統括本部営業統括部長
2011年 6月	同早良西支店長	2022年 4月	同執行役員営業統括本部副本部長兼営業統括部長
2013年 4月	同麦野エリア長兼麦野支店長	2022年 6月	同取締役営業統括本部副本部長兼営業統括部長
2015年 4月	同二日市エリア長兼二日市支店長	2023年 4月	同取締役佐賀南ブロック長兼本店営業部長兼呉服町支店長
2017年 4月	同佐世保支店長	2025年 4月	同取締役
2019年 4月	同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼鳥栖駅前支店長	2025年 6月	同常務取締役 現在に至る
2019年10月	同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼鳥栖駅前支店長兼鳥栖支店旭出張所長		
2020年 4月	同営業統括本部営業統括部長		

取締役候補者とした理由

1985年入行後、営業統括部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2022年から取締役、2025年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1969年2月6日生

所有する当行株式の数

2,700株

取締役在任年数

2年

候補者
番号

3

なかしまひでき
中島秀樹

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2024年 6月	同取締役福岡中央ブロック長 兼福岡支店長兼渡辺通支店長 兼天神支店長
2016年 4月	同大和町支店長		
2018年 5月	同博多支店長		
2021年 4月	同総合企画部長兼収益管理室長	2026年 4月	同取締役 現在に至る
2022年 4月	同執行役員総合企画部長		
2024年 4月	同執行役員福岡中央ブロック 長兼福岡支店長兼渡辺通支店 長兼天神支店長		

取締役候補者とした理由

1991年入行後、総合企画部長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2024年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。



生年月日

1970年8月18日生

所有する当行株式の数

1,400株

取締役在任年数

1年

候補者
番号

4

あらかつまさる
荒津賢

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2022年 4月	同東京支店長兼総合企画部東 京事務所長
2018年 4月	同生産性企画部副部長		
2019年 4月	同総合企画部副部長兼収益管 理室副室長	2024年 4月	同総合企画部長
		2025年 6月	同取締役総合企画部長
2020年 4月	同久留米支店長兼津福出張所 長兼三潯出張所長	2026年 4月	同取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

1994年入行後、東京支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2025年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。



生年月日

1971年6月24日生

所有する当行株式の数

1,300株

取締役在任年数

1年

候補者
番号

5

しら

白

はま

濱

かず

和

や

也

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2025年 4月	同営業統括本部営業統括部長
2019年 4月	同片江支店長	2025年 6月	同取締役営業統括本部営業統括部長
2020年10月	同姪浜支店長		同取締役
2022年 4月	同営業統括本部営業統括部ブロック推進役	2026年 4月	同取締役
2023年 4月	同人事部長		現在に至る

取締役候補者とした理由

1994年入行後、姪浜支店長、人事部長、営業統括部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2025年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1969年3月21日生

所有する当行株式の数

2,900株

取締役在任年数

3年

候補者
番号

6

かな

金

が

ヶ

え

江

こう

浩

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2023年 6月	同取締役福岡中央ブロック長兼福岡支店長兼渡辺通支店長兼天神支店長
2017年 4月	同唐津エリア和多田支店長兼和多田支店浜崎出張所長	2024年 4月	同取締役唐津ブロック長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
2019年 4月	同与賀町支店長	2026年 4月	同取締役営業統括本部営業統括部長
2019年11月	同与賀町支店長兼嘉瀬町支店長兼与賀町支店久保田出張所長		現在に至る
2021年 4月	同伊万里・佐世保ブロック長兼伊万里支店長		
2022年 4月	同執行役員福岡中央ブロック長兼福岡支店長兼渡辺通支店長兼天神支店長		

取締役候補者とした理由

1991年入行後、福岡支店長、唐津支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2023年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1967年9月2日生

所有する当行株式の数

2,700株

取締役在任年数

2年

候補者
番号

7

さか い さだ き
坂 井 貞 樹

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2023年 4月	同執行役員営業統括本部営業統括部長
2013年 4月	同諸富支店長	2024年 6月	同取締役営業統括本部副本部長兼営業統括部長
2015年 4月	同麦野エリア長兼麦野支店長	2025年 4月	同取締役佐賀南ブロック長兼本店営業部長兼呉服町支店長
2016年 4月	同博多支店長		現在に至る
2018年 5月	同小倉支店長		
2021年 4月	同武雄・鹿島ブロック長兼武雄エリア長兼武雄支店長兼武雄西支店長		
2022年 4月	同執行役員武雄・鹿島ブロック長兼武雄支店長兼武雄西支店長		

取締役候補者とした理由

1990年入行後、武雄支店長、営業統括部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2024年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1967年6月18日生

所有する当行株式の数

1,353株

取締役在任年数

0年

候補者
番号

8

まさ き み え
槇 公 見 恵

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2024年 4月	同業務統括本部業務集中支援部長
2019年 4月	同総合企画部主任調査役	2026年 4月	同業務統括本部業務統括部長
2021年 4月	同業務統括本部業務管理サポート部主任調査役（デジタルBPR専担者）		現在に至る
2023年 4月	同業務統括本部業務集中支援部主任調査役兼事務センター長兼業務管理サポート部主任調査役		

取締役候補者とした理由

1986年入行後、事務センター長、業務集中支援部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1972年3月26日生

所有する当行株式の数

2,413株

取締役在任年数

0年

候補者
番号

9

くまもと てる ゆき
熊本輝之

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2024年 4月	同営業統括本部地域支援部長
2018年 4月	同春日エリア那珂川支店長	2025年 4月	福岡西ブロック長兼西新町支店長
2019年 4月	エリア制廃止により同那珂川支店長	2026年 4月	唐津ブロック長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
2020年 4月	同営業統括本部営業統括部ブロック推進役		現在に至る
2022年 4月	同鹿島支店長兼浜出張所長		

取締役候補者とした理由

1990年入行後、地域支援部長、西新町支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



生年月日

1971年4月27日生

所有する当行株式の数

1,995株

取締役在任年数

0年

候補者
番号

10

くさつ やす ふみ
草津康文

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2026年 4月	同福岡中央ブロック長兼福岡支店長兼渡辺通支店長兼天神支店長
2020年 4月	同前原支店長兼加布里出張所長兼二丈出張所長		現在に至る
2022年 4月	同博多駅東支店長		
2025年 4月	同営業統括本部地域支援部長		

取締役候補者とした理由

1994年入行後、博多駅東支店長、地域支援部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



候補者番号 **11** とみ よし けん た ろう **富吉賢太郎**

再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	株式会社佐賀新聞社入社	2011年 4月	同取締役・執行役員編集局長
1989年 4月	同有田支局長	2014年 6月	同常務取締役編集局長
1994年 4月	同編集局報道部長兼論説委員	2015年 4月	同常務取締役編集主幹
1998年 4月	同編集局次長報道センター長 兼論説委員	2016年 6月	同専務取締役編集主幹
1998年10月	同唐津支社長	2018年 4月	同専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長
2002年 4月	同論説委員会論説副委員長	2019年 4月	同非常勤取締役名誉論説委員長
2003年 4月	同論説委員会論説委員長	2019年 4月	学校法人佐賀清和学園理事長
2009年 4月	同論説委員会執行役員論説委員長	2019年 6月	当行取締役 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人佐賀清和学園 理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2019年より当行の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、これまでの経験及び知識を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。

株式会社佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と専門的な知識を有していること及び佐賀清和学園の理事長として、豊富な経験と幅広い知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。

生年月日

1949年12月22日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

7年



生年月日

1957年9月18日生

所有する当行株式の数

100株

取締役在任年数

3年

候補者
番号

12

河野圭志

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	日本銀行入行	2012年 4月	同執行役員営業本部副本部長
1999年 5月	同調査統計局物価統計課長	2013年 1月	同執行役員IT統轄部門長
2001年 2月	同調査統計局経済統計課長	2015年10月	同執行役員グローバルヘルス ポリシー担当、IT統轄部門 長
2002年11月	同名古屋支店次長	2017年 1月	同執行役員渉外調査部担当、 グローバルヘルスポリシー担 当
2004年 3月	同松江支店長	2017年 4月	同上席執行役員渉外調査部担 当、 グローバルヘルスポリシー担 当
2006年 7月	同金融市場局参事役	2021年 4月	同非常勤顧問(2023年 3月退 職)
2007年11月	同福岡支店長	2021年 6月	三機工業株式会社社外取締役
2009年 5月	同情報サービス局長	2023年 6月	当行取締役 現在に至る
2010年 4月	日本銀行退職		
2010年 5月	中外製薬株式会社常勤顧問		
2010年10月	同執行役員ライフサイクルマ ネジメント・マーケティング ユニット副ユニット長		
2010年11月	同執行役員ライフサイクルマ ネジメント・マーケティング ユニットライフサイクルマネ ジメント第二部長		

■ 重要な兼職の状況

三機工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2023年より当行の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者いたしました。

日本銀行の福岡支店長、情報サービス局長を務めるなど30年に亘り勤務経験があり、金融機関に関する専門的な知識、経験等を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 富吉賢太郎氏、河野圭志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 富吉賢太郎氏、河野圭志氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
4. 富吉賢太郎氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
河野圭志氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者富吉賢太郎氏、河野圭志氏は、現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う
6. 当行は取締役、執行役員及び重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。また、各候補者が取締役・執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



候補者
番号

1

み

よし

こう

いち

ろう

三好 浩一郎

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2022年 4月	同執行役員審査管理部長
2018年 4月	同三苦支店長	2024年 4月	同執行役員
2020年 4月	同八幡支店長	2024年 6月	同取締役監査等委員
2021年 4月	同審査管理部長		現在に至る

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

1991年入行後、八幡支店長、審査管理部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2022年から執行役員、2024年から取締役監査等委員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、これらの経験及び識見を活かしてその職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である取締役候補者としたしました。

生年月日

1968年10月9日生

所有する当行株式の数

3,200株

取締役在任年数

2年

候補者
番号

2

いけ
だ
池 田たくみ
巧

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月	佐賀県庁入庁	2018年 9月	公益財団法人佐賀県産業振興機構監事（非常勤）
2006年 4月	同県土づくり本部長	2019年 6月	当行監査役
2008年 6月	佐賀ターミナルビル株式会社 常務取締役	2019年10月	一般財団法人量子医療推進機構監事（非常勤）
2008年 6月	株式会社ANAエアサービス 佐賀取締役	2022年 6月	当行取締役監査等委員 現在に至る
2009年 6月	佐賀ターミナルビル株式会社 取締役社長		
2011年 7月	佐賀県代表監査委員		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐賀県庁入庁後、県土づくり本部長や佐賀ターミナルビル株式会社取締役社長、佐賀県代表監査委員を歴任するなど、幅広い知識、経験を有しております。2019年から社外監査役、2022年から取締役監査等委員を務め、公正中立・適時適切な意見・助言を述べております。引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

生年月日

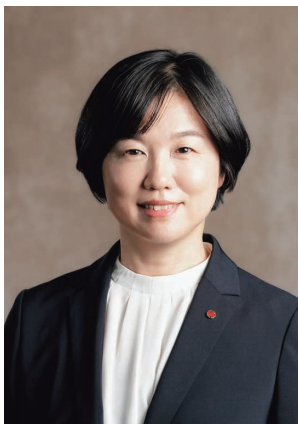
1949年11月28日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

4年

候補者
番号

3

ふく
だ
え
み
福 田 恵 巳

(現姓：木原)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月	司法修習
2000年10月	弁護士登録（福岡県弁護士会） 三浦邦俊法律事務所
2006年 4月	登録換え（佐賀県弁護士会） わかくす法律事務所
2011年 1月	すず風法律事務所
2024年 6月	当行取締役監査等委員 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務の実務に携わるなど、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。2024年から取締役監査等委員を務め、公正中立・適時適切な意見・助言を述べております。引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

生年月日

1973年10月13日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

2年



候補者
番号

4

あき よし しん や
秋 吉 慎 也

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	北九州財務局入局	2014年 7月	同理財部主計課長
2007年 7月	福岡財務支局長崎財務事務所 理財課長	2015年 7月	同金融商品取引所監理官
2008年 7月	九州財務局理財部主計第二課長	2016年 7月	同証券取引等監視官 (2018年7月退職)
2010年 7月	福岡財務支局財務広報相談官	2018年11月	大川信用金庫入庫
2011年 7月	同理財部検査総括課長	2020年 6月	同常勤監事 (2025年6月退任) 現在に至る

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり財務省に勤務していたことから、行政面からの金融機関に関する専門的な知識、経験を有しております。これまでの経験及び見識を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

生年月日

1960年7月18日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

0年

- (注) 1. 各候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 池田巧氏、福田恵巳氏、秋吉慎也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 福田恵巳氏は、婚姻により、戸籍の氏を木原姓へ変更いたしました。旧姓の福田にて弁護士業務を行っております。
4. 池田巧氏は、現在、当行の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって4年となります。
福田恵巳氏は、現在、当行の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者池田巧氏、福田恵巳氏は、現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおります。選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。社外取締役候補者秋吉慎也氏が選任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
6. 当行は取締役、執行役員及び重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。また、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

2026年6月26日定時株主総会後の当行取締役 (予定)

① 社内取締役

氏名	役職	専門性と経験						
		経営戦略	法務・高度 なりスクマ ネジメント	営業 コンサル ティング	財務 会計 審査	市場	I T D X	人事 労務
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)	○	○	○	○	○	○	○
口石洋一郎	専務取締役営業統括本部長 (代表取締役)	○	○	○	○			○
中島 秀樹	常務取締役業務統括本部長	○	○	○	○	○		○
荒津 賢	常務取締役	○	○	○	○	○		○
白濱 和也	常務取締役	○	○	○	○			○
金ヶ江浩二	取締役営業統括本部営業統括部長	○		○	○			○
坂井 貞樹	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長	○		○	○			○
槇 公見恵	取締役業務統括本部業務統括部長	○	○		○		○	○
熊本 輝之	取締役唐津ブロック長 兼唐津支店長兼唐津駅前支店長	○		○	○			○
草津 康文	取締役福岡中央ブロック長 兼福岡支店長兼渡辺通支店長 兼天神支店長	○		○	○			○
三好浩一郎	取締役監査等委員	○	○	○	○			○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

② 社外取締役

氏名	役職	期待される分野				
		企業経営	学識経験	法律	財務 会計	地方行政
富吉賢太郎	取締役 (社外)	○	○			○
河野 圭志	取締役 (社外)	○			○	○
池田 巧	取締役監査等委員 (社外)	○				○
福田 恵巳	取締役監査等委員 (社外)	○		○		
田村 浩司	取締役監査等委員 (社外)	○			○	
秋吉 慎也	取締役監査等委員 (社外)	○			○	○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

※女性取締役比率：11.8% (17名中2名)

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに当行の取締役を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを当行株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本議案の承認可決を条件として、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストック・オプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わないことといたします。また、本制度の対象となる取締役に付与済みの株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。

本議案は、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（月額1,900万円以内（うち社外取締役76万円以内））とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は10名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・ 当行の取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く）
② 当行が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 3事業年度からなる対象期間ごとに、183百万円（1事業年度あたり61百万円）を上限 ・ ただし、本年度から開始する当初の対象期間については、2事業年度を対象とし、122百万円（1事業年度あたり61百万円）を上限 ・ なお、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分として、598百万円を上限とする金員を別途拠出
③ 対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、26,000ポイント（1株当たり1ポイント） ・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として80,000ポイントを上限として別途ポイントを付与
④ 当行株式の取得方法（下記(2)のとおり。）	・ 当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定 ・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.15%
⑤ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・ 毎事業年度の中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて変動（親会社株主に帰属する当期純利益等を想定）
⑥ 当行株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・ 取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、中期経営計画の対象となる連続する3年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。ただし、本年度から実施する対象期間については、現中期経営計画の残存期間である2027年3月31日で終了する事業年度および2028年3月31日で終了する事業年度の2事業年度（以下「当初対象期間」という。）とします。

当行は、対象期間ごとに、1事業年度あたり61百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間2年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。また、当初対象期間に関して、当行は122百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として598百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、当該取締役の退任時に、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間延長以降の連続する3事業年度を新たな対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、1事業年度あたり61百万円を上限として追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、1事業年度あたり61百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の終了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合は、それ以降、取締役に対する新たなポイントの付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が交付等が行われる当行株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役に対して、毎事業年度における役位および中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて一定のポイントを付与します。

また、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、26,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、当行の取締役に対して80,000ポイントを上限とするポイントを付与します。

(4) 取締役に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2026年5月12日付「株式報酬型ストック・オプション制度の廃止および取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当行 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年8月（予定）～2028年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 720百万円（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当行（自己株式処分）より取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当行 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上

第97期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

【金融経済環境】

2025年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、賃金上昇が個人消費を下支えし、企業収益や設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要基盤である北部九州の経済につきましても、雇用情勢の改善を背景に、個人消費も底堅く推移し、総じて緩やかな景気回復が続いております。

金融業界につきましては、日本銀行が金融政策の正常化を段階的に進める中、市場金利は上昇基調で推移し、長らく続いた低金利環境から、「金利のある世界」への移行が進展しております。これに伴い、各行においては預金金利や貸出金利の見直しが進むなど、経営環境は大きな転換期を迎えております。

一方、米国を始めとする各国の通商政策や金融政策の動向及び中東情勢等が与える影響については、引き続き注視していく必要があります。

【事業の経過及び成果】

○第18次中期経営計画

2025年4月1日よりスタートいたしました第18次中期経営計画では、地域になくなくてはならない存在であり続けるために、金融を『核』にグループ会社の垣根を超えた地域貢献により、“総合サービス企業グループ”へ向けて着実に歩みを進めております。地域の持続的な発展とともに、当行グループも成長できるビジネスモデルの実現のために、「このまちで、あなたと・・・地域を繋ぎ、人を繋ぎ、地域の豊かな未来をつくる銀行グループ」となることを目指し、当行グループ全役職員が一丸となって取組んだ結果、2025年度においては当期純利益ベースで6期連続の増益となりました。

○店舗・チャネル

店舗チャネルにつきましては、お客さまの利便性を維持しつつ、老朽化が進んでいる店舗やお客さまのニーズ及び動向を踏まえた上で、地域環境に見合った店舗の見直しを実施いたしました。

有人店舗につきましては、2025年4月に佐賀県内3ヶ所の出張所（犬井道出張所、中原出張所、楠久出張所）を支店に昇格させ、新たな営業体制といたしました。また、箱崎支店の新築建替えのため、箱崎支店を土井支店内に仮店舗移転いたしました。この結果、当事業年度末の有人店舗数は本支店75カ店、出張所28カ所、無人店舗（店舗外現金自動設備）は61カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みにつきましては、当行の主要営業エリアである佐賀県、福岡県および長崎県における人口減少や産業構造の変化といった地域課題を踏まえ、従来の金融仲介機能にとどまらず、地域課題の解決に資する付加価値の高い支援に取り組んでおります。

2025年11月には、佐賀県医師会、佐賀県医師信用組合との三者間において、「地域医療の維持及び活性化に関する包括連携協定」を締結いたしました。

医療機関が抱える経営・人材・設備面等の課題に対し、三者が連携して支援を行い、地域医療という社会インフラの維持・向上を目指してまいります。

デジタル化・DXを通じた地域支援においては、自治体や銀行における各種手続きをオンラインで完結できるプラットフォームサービス「ペンリィ」へ参画いたしました。これは、転出・転入に伴う行政手続きや複数金融機関における住所変更手続きをワンストップで行える仕組みを整備するもので、地域の方々の負担軽減と行政・金融機関双方の業務効率化の両立を実現しております。

地域との連携に関しましては、2025年10月より、佐賀県内の金融機関と共同で「手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みを開始いたしました。共同リーフレットの作成や、共同セミナーの開催を通じ、地域全体での電子化推進を図ることで、お客さまのDX化促進および紙使用削減による環境負荷低減に貢献してまいります。

事業性評価に向けた取組みにつきましては、日頃よりお取引先さまとのコミュニケーションを通じて、財務面では評価しきれない企業実態や経営上の課題の把握に努め、「目利き力」を発揮することで、お取引先さまが抱える課題やニーズを的確に捉えつつ、成長の芽や技術力、将来性を適切に評価しております。

なお、グループ会社との共同出資によるさぎんブリッジファンドを起点とした地元企業やスタートアップへの資金供給に加え、事業承継・M&A、海外販路拡大支援といった各種コンサルティングサービスのご提供を通じて、お取引先さまの様々な経営課題の解決を図り、グループ一体となって地域経済の活性化を後押ししてまいります。

今後も当行グループはこのようなお客さまの付加価値向上、地域の価値向上への取り組みを通じ、持続可能な地域社会の形成に深く関わってまいります。

○取扱商品・サービスなどの拡充

まず、海外展開支援として、2025年8月に香港で開催された、アジア最大級の総合食品見本市「Food Expo Pro」に出展し、現地ブースの出展や市場視察を中心とした視察ミッションにより計22社の事業者さまを支援いたしました。会期中にはバイヤーの関心が特に高かった出展企業に贈られる「MOST SCANNED EXHIBITOR」を受賞し、また、香港貿易発展局と相互協力に関する覚書を締結するなど、今後の海外販路開拓支援体制の強化につなげております。

次に、顧客サービスおよび商品提供の充実に向けた取組みとして、2025年9月には定期預金金利上昇せと資産運用商品を組み合わせた「さぎんプレミアムパック ハーモニー」の取扱いを開始し、資産形成支援の充実を図りました。また、住宅価格の高騰や金利環境の変化を踏まえ、同年10月より融資手数料型住宅ローンの取り扱いを開始するなど、多様なニーズに対応した商品提供を行っております。さらに、「さぎんアプリ」の機能拡充にも取り組んでおり、口座開設や振込に加え、定期預金や住宅ローン一部繰上返済機能を実装いたしました。将来的には全ての銀行取引を「さぎんアプリ」で完結できる環境の構築を目指してまいります。

兵庫支店（さぎんパーソナルプラザ佐賀）を中心として住宅資金や資産形成、相続など専門性を要する相談ニーズをサポートしております。同店は、キャッシュレス店舗として営業してまいりましたが、2026年7月に移転を予定しており、現金取扱いおよび法人融資業務が可能なフルバンキング店舗として再整備いたします。また、現在の兵庫支店所在地には「コンサルプラザ佐賀支店」を新設し、個人のお客さまを中心とした相談機能の強化、充実を図ってまいります。

当行グループは「人生100年時代のライフコンサルタント」を目指し、ゴールベースアプローチの考えを羅針盤としてグループ一体となった質の高い金融サービスの提供に取り組んでまいります。

○サステナビリティへの取組み

佐賀銀行グループは、地域の社会、経済が持続的に成長・発展することに貢献するため、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、全役職員が高い責任感を持って取組むことを宣言しております。

地域企業のサステナビリティ経営を支援するために2022年1月より取扱いを開始しております「さぎんSDGs取組支援・宣言サポートサービス」につきましては、2025年度新たに78社の事業者さまから受託いたしました。本サービスはお客様の現状の取組み評価に基づいて対話を行い、今後のSDGsの取組みを表明する「SDGs宣言」の策定及び実行を支援するもので、2026年3月末までに累計735社の事業者さまのSDGsへの取組みを支援しております。

また、SDGs私募債「地域の芽 未来の芽・育む債」につきましては、当事業年度新たに87件／66億円をお引き受けし、SDGsの普及拡大や社会的課題解決への取組みを行う団体への寄付、寄贈を行っております。

環境・資源分野では、地域の自然資本を活用した持続可能な経済循環の構築を目的に、伴走支援を実施しております。なお、環境省が実施する「ESG地域金融の普及・促進事業」の中において、当行が取組んでまいりました「地域の森林資源を活用した木材産業サプライチェーンの構築支援」が昨年度に引き続き本年度も採択されております。これらの取組みを通じて、森林管理の効率化や地域資源の付加価値向上を図るとともに、環境負荷抑制と地域産業の持続的発展の両立を目指しております。

なお、2026年3月には地域の事業者さまの脱炭素経営を支援するため、「さぎん脱炭素経営支援サービス」の機能を拡充するとともに、新たにCO₂排出量算定システム「炭削くん」を導入することで、脱炭素への対応を検討される初期段階から本格的な取組段階まで幅広く支援しております。

また、脱炭素に向けた当行の取組みとして、第17次中期経営計画期間中に、所有する社宅・寮を木造で建設いたしました。これにより、RC造（鉄筋コンクリート造）で建設した場合と比べて、二酸化炭素排出量を1,104トン削減しております。今後も、環境に配慮したエネルギーの利用促進などを通じて、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

加えて、資源循環および廃棄物削減に向けた取組みとして、当行では、スマートバンキングプロジェクトの推進によるペーパーレス化および店舗内文書の整理を進めております。これに伴い、不要となった机やキャビネットなどのオフィス備品について、地域の公共団体や福祉施設、教育機関等への寄付を実施しております。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

2026年3月末の総預金残高は、前事業年度末比354億円増加し3兆78億円となりました。総貸出金残高は、前事業年度末比1,117億円増加し2兆3,691億円となりました。また、有価証券残高につきましては、前事業年度末比823億円減少し5,039億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末比0.32ポイント減少し7.81%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、2025年3月末の1.99%が2026年3月末には1.87%となりました。

○損益状況

経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益の増加に加え、地元企業の株式公開買付けに応募したことに伴う株式等売却益の計上により、前事業年度比162億61百万円増加し631億19百万円となりました。

経常費用につきましては、上記株式等売却益を原資とする有価証券ポートフォリオ再構築に伴う国債等債券売却損の計上を主因に、前事業年度比149億40百万円増加し516億58百万円となりました。

この結果、経常利益につきましては、前事業年度比13億21百万円増加し114億61百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、前事業年度比10億75百万円増加し80億8百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

2025年4月よりスタートいたしました第18次中期経営計画では、「金利のある世界」の中で、地域銀行グループとして金融を核としたグループ一体での地域貢献により、地域の豊かな未来をつくる銀行グループを目指してまいります。

日本国内では大企業を中心に中小企業においても賃上げの動きが広がる一方で、物価高騰の影響等もあり、景気的好循環の実現には時間がかかる見通しです。佐賀県をはじめとする地域では、人口減少や人手不足、事業承継問題などの問題が顕在化していることに加え、海外における地政学リスクや国際情勢といった外部環境の不確実性が増しております。このような中、当行は地域経済の持続的発展を支える金融機関としての役割を今後とも果たしてまいります。

また、長らく続いた低金利時代から「金利のある世界」へ転換し、このように変化する時代の中においても、銀行の根幹となる預金・貸出業務は、引き続き当行グループが地域において信頼を得るための証しであり、その重要性については改めて認識しております。一方、デジタル化の進展による金融アプリ等の充実により、どこにいても金融取引ができる時代となっており、地方のお客さま＝地域銀行という絶対的な基盤が揺らぎつつあると考えております。デジタルチャネルの充実をはじめ、ゴールベースアプローチを軸としたコンサルティング機能の強化や地域の隅々の決済インフラ充実の支援を続けていくことで預金の集まる仕組みづくりを行い、地域経済の好循環を創出してまいります。

当行グループは、今後とも「このまちであなたと・・・」の想いを基本とし、サステナブルな地域社会・経済の実現に貢献するため、全役職員一丸となって努力してまいり所存でございますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預	金	2,783,541	2,944,033	2,917,860	2,974,002
	定期性預金	731,214	692,106	685,949	828,736
	その他	2,052,326	2,251,926	2,231,910	2,145,266
貸	出	2,189,044	2,201,255	2,257,441	2,369,160
	個人向け	441,923	486,216	526,729	565,355
	中小企業向け	955,657	991,870	1,035,760	1,091,553
	その他	791,463	723,167	694,951	712,250
商品有価証券		—	—	—	—
有	価	704,512	697,482	586,323	503,942
	証	704,512	697,482	586,323	503,942
	国債	26,210	43,795	38,796	45,783
	地方債	268,763	227,025	184,135	150,139
	その他	409,538	426,661	363,391	308,019
総資産		3,006,681	3,156,863	3,172,855	3,214,200
内国為替取扱高		23,122,368	22,812,562	23,339,467	23,972,456
外国為替取扱高		百万ドル 1,398	百万ドル 566	百万ドル 522	百万ドル 510
経常利益		7,127	7,109	10,140	11,461
当期純利益		5,581	6,071	6,932	8,008
1株当たり当期純利益		円 銭 332.43	円 銭 361.34	円 銭 410.94	円 銭 473.90
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		—	—	—	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております (以下の各表における金額についても同様であります)。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,182人
平 均 年 齢	40年2月
平 均 勤 続 年 数	17年8月
平 均 給 与 月 額	395千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
佐 賀 県	61店 (うち出張所 19)
長 崎 県	3 (// -)
福 岡 県	38 (// 9)
東 京 都	1 (// -)
合 計	103 (// 28)

(注) 上記のほか、当事業年度末において、店舗外現金自動設備61カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 当年度において次の店舗等の位置変更を行いました。
箱崎支店 (福岡県福岡市)
2. 当年度において新設はありません。
3. 当年度において次の店舗等の種類変更を行いました。
犬井道出張所 (佐賀県佐賀市) を支店へ種類変更
中原出張所 (佐賀県三養基郡) を支店へ種類変更
楠久出張所 (佐賀県伊万里市) を支店へ種類変更

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,272
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 等 用 地 の 購 入	15
寮 の 新 築	229
店舗等の新築(新長崎(SGB浜町))	1,448
店舗等の新築(上記以外)	33
店 舗 等 の 改 築	120
事 務 機 器	453
ソ フ ト ウ ェ ア	815

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況
該当ありません。
- ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町4番23号	各種設備機器のリース業務	百万円 30	% 100.00	—
佐銀信用保証株式会社	佐賀市大財北町3番35号	佐賀銀行の取り扱う個人ローンに係る信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
佐銀デジタル パートナーズ株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	コンピュータによる情報処理等のサービス業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社 佐銀キャピタル& コンサルティング	佐賀市唐人二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売却、及びコンサルティング業務	百万円 80	% 100.00	—
佐銀ビジネスサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務代行業務等	百万円 104	% 100.00	—
さぎんコネクト株式会社	佐賀市唐人二丁目7番20号	卸売、小売、商談会、EC、クラウドファンディング等	百万円 100	% 100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査等委員）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)		
鵜池 徹	専務取締役 営業統括本部長 (代表取締役)		
城野 吉章	常務取締役		
野口 誠	常務取締役 業務統括本部長		
口石 洋一郎	常務取締役		
金ヶ江 浩二	取締役 唐津ブロック長 兼唐津支店長 兼唐津駅前支店長		
坂井 貞樹	取締役 佐賀南ブロック長 兼本店営業部長 兼呉服町支店長		
中島 秀樹	取締役 福岡中央ブロック長 兼福岡支店長 兼渡辺通支店長 兼天神支店長		
荒津 賢	取締役 総合企画部長		
白濱 和也	取締役 営業統括本部営業統括部長		
富吉 賢太郎	取締役 (社外取締役)	学校法人佐賀清和学園 理事長	
河野 圭志	取締役 (社外取締役)	三機工業株式会社 社外取締役	
三好 浩一郎	取締役常勤監査等委員		
田中 俊章	取締役監査等委員 (社外取締役)		
池田 巧	取締役監査等委員 (社外取締役)		
福田 恵巳 (現姓：木原)	取締役監査等委員 (社外取締役)	すず風法律事務所 弁護士	
田村 浩司	取締役監査等委員 (社外取締役)	田村公認会計士事務所 代表	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
(当年度中に退任した役員)			
高 祖 浩	常 務 取 締 役		2025年6月27日退任

- (注) 1. 取締役富吉賢太郎、河野圭志、取締役監査等委員田中俊章、池田巧、福田恵巳及び田村浩司の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
3. 当行は、常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席や、内部監査部門や会計監査人との連携により得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、役位に応じて月毎に定額で支給する「固定報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」（業績等を勘案し毎年一定の時期に支給）にて構成しております。各報酬割合につきましては、概ね固定報酬が8割、株式報酬型ストックオプションが2割となっております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、独立性の確保から、月毎に定額で支給する「固定報酬」のみとしております。当該方針につきましては、2022年6月29日開催の取締役会決議により決定しております。

固定報酬については、株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、その限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、予め定めた役位に応じた付与額および付与時期を、株主総会で定められた範囲内で常務会の決議により決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原則年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」において、決定方針との整合性を含めた多角的な議論がなされており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会決議において月額1,900万円以内（うち社外取締役76万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名（うち社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年4万株（注）以内（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

当行の監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第96期定時株主総会において月額360万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役4名）です。

（注）2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

ハ. 会社役員に対する報酬等の総額等

（単位：百万円）

役員区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	株式報酬型 ストックオプション
取締役 (監査等委員除く)	13人	221	169	52
取締役監査等委員	5人	37	37	—

- （注）1. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。当該株式報酬型ストックオプションにつきましては、2025年6月20日開催の常務会決議に基づき、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）10名に対し、新株予約権2,200個（新株予約権1個につき10株）を付与しております。権利行使の条件は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができますとしております。
2. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は34百万円です。
3. 役員賞与金は該当ありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
富 吉 賢太郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
河 野 圭 志	
田 中 俊 章	
池 田 巧	
福 田 恵 巳	
田 村 浩 司	

(4) 補償契約

在任中の会社役員との間の補償契約
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役 執行役員 重要な使用人	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
富 吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園 理事長
河 野 圭 志	三機工業株式会社 社外取締役
福 田 恵 巳	すず風法律事務所 弁護士
田 村 浩 司	田村公認会計士事務所 代表

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
富 吉 賢太郎	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と幅広い知識を有していることから、当該視点より監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
河 野 圭 志	2023年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席	日本銀行にて30年の勤務経験があり、金融機関に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
田 中 俊 章	2018年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査等委員会27回開催中26回出席	旧大蔵省（現・財務省）勤務時代に携わった金融行政に関する知見や退官後の病院経営幹部としての経験を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。当事業年度中の取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
池 田 巧	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席 監査等委員会27回開催中27回出席	佐賀県庁勤務時代に培われた行政的な知見に加え、県庁退職後企業経営者としての経験も活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。 当事業年度中の取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。
福 田 恵 巳	2024年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査等委員会27回開催中27回出席	2000年の弁護士開業以来、法務実務に携わった経験により培われた専門的な見識を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。 当事業年度中の取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。
田 村 浩 司	2025年 6月から 現在まで	取締役会12回開催中11回出席 監査等委員会19回開催中19回出席	公認会計士としての財務及び会計に関する経験と専門的な知見を活かし、経営から独立した立場で、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。 当事業年度中の取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

(注) 取締役監査等委員田村浩司については、取締役監査等委員就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	6人	23	—

(注) 1. 役員賞与金は該当ありません。
2. 役員退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,914千株
 発行済株式の総数 16,901千株（自己株式34千株を除く。）
 (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 7,412名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,400千株	8.28%
佐賀銀行行員持株会	633	3.74
株式会社十八親和銀行	522	3.09
明治安田生命保険相互会社	487	2.88
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	447	2.64
株式会社肥後銀行	347	2.05
野村證券株式会社	334	1.98
野田政信	329	1.95
高橋慧	327	1.93
株式会社福岡銀行	307	1.81

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	1人	普通株式 12,520株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 2012年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,910株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2012年8月1日～2042年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	1名
	(1) 新株予約権の割当日 2013年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,900株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2013年7月31日～2043年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	1名
	(1) 新株予約権の割当日 2014年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,860株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2014年8月1日～2044年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2015年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,410株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2015年7月31日～2045年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2016年7月27日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,930株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2016年7月28日～2046年7月27日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2017年7月26日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,640株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2017年7月27日～2047年7月26日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2018年7月27日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,100株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2018年7月28日～2048年7月27日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2019年7月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 8,120株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2019年7月25日～2049年7月24日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2020年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,120株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2020年7月31日～2050年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2021年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,400株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2021年7月31日～2051年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2022年7月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,990株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2022年7月30日～2052年7月29日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	4名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2023年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,350株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2023年7月29日～2053年7月28日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 2024年7月22日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,840株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2024年7月23日～2054年7月22日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
	(1) 新株予約権の割当日 2025年7月22日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,000株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2025年7月23日～2055年7月22日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10名

- (注) 1. 当初決議した株式数及び人数から権利行使済みの株式数及び人数を控除しております。
 2. 2017年10月1日付で行った株式併合により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
 該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 金子 一 昭	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50	(注2)
指定有限責任社員 中園 龍 也	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当行監査等委員会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、55百万円でありませぬ。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

○業務の適正を確保するための体制

当行取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、2006年5月22日付で、以下に掲げる「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その後必要に応じて都度改定をいたしております。

- (1) 当行取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守に係る「法令遵守の基本方針」・「法令遵守の遵守基準」・「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員が法令・定款および内規を遵守した行動をとるための行動規範を定め、法令・定款に違反する行為を未然に防止するよう努める。

また、コンプライアンスの確立・浸透・定着を目的に、頭取を委員長とする「インテグリティ向上委員会」を設置するとともに、リスク統括部を担当部署としコンプライアンスに関する指導、教育等の実務を担わせる。

さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で断固として対決し、関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努める。

- (2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、「取締役会規程」・「常務会規程」・「経営会議規定」・「文書管理要領」その他規定に基づき保存・管理する。

- (3) 当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署をリスク統括部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。

また、リスク管理状況については、リスク統括部が定期的（四半期ごと）に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

- (4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、営業方針その他全行的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

- (5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定する。
当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査等委員会による往査を実施する。
また、「経営会議」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図る。
これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適正性を確保する。
- (6) 財務報告の適正性を確保するための体制
当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用する。
- (7) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設置し専任のスタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査・監督業務の補助を行う。
また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査等委員会に意見を求め、これを尊重することとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告・通報をするための体制
当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査等委員会へ報告することとする。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行が設置する内部通報窓口（リスク統括部、常勤監査等委員、行外受付窓口）に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた内

部通報窓口は、当該事実を監査等委員会に報告することとする。

さらに、監査等委員が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど、常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制とする。

- ② 報告・通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、報告・通報者の保護を図る体制とする。

- (9) 当行監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員会が監査・監督の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払う。

- (10) その他当行監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査等委員会から報告を求められた事項について報告する。

さらに、経営の重要な会議には監査等委員の出席を認め、「動態的監査機能」を強化する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況

当行は、上記の「内部統制システム整備に関する基本方針」に沿って体制を整備し、適切に運用いたしております。

当事業年度における、「業務の適正を確保するための体制」の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

取締役の職務執行の効率性確保体制については、取締役会は法令等に従い、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、頭取及び専務取締役並びに常務取締役により構成される「常務会」において、取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項の審議・決定を行っております。加えて、独立社外役員である社外取締役は、取締役会、監査等委員会に出席し経営を監査・監督するほか、「独立社外役員会議」を開催し、経営陣から独立した立場での監督・監査上の意見交換、情報交換、論議等を行っております。

損失危険管理体制については、取締役会において「リスク管理方針」、「リスク管理規程」を定め、リスク管理への認識を高めるため、全役職員に周知を図っております。また、取締役会はリスクカテゴリー毎のリスク管理状況について、所管部署及び統合管理部署からの報告に基づき、問題点の把握と改善策の議論等を行っております。さらに、定期的に経営会議を開催し、リスク管理状況について、所管部署からの報告を受け、問題点を把握し改善策を協議しております。

内部監査部門である監査部は、リスク管理方針の遵守状況、リスク管理態勢の整備状況、リスク管理プロセスの運用状況等について、監査を行い、必要に応じて管理・運用についての改善を要請し、加えて改善策への実施状況の監視を行っております。

法令等遵守体制については、取締役会は、コンプライアンス統括部署からの報告に基づき、「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を行うことで、法令遵守に関する問題点の把握と改善策を協議しております。さらに定期的に「インテグリティ向上委員会」を開催し、法令等遵守に関する協議・報告を行っているほか、問題事例が発生した場合には、問題事例の原因分析・再発防止策の協議を行っております。また、「コンプライアンスニュース」や「トラブルシューティング・ニュース」等により事例や注意事項等を発信しているほか、全役職員に「法令遵守の栞」を配布し読み合わせを実施するなど全行員の法令等遵守に対する認識を高めるようにいたしております。

企業集団内部統制について、健全且つ円滑なグループ経営の堅持と統合的なグループ経営の実現のため、「関連会社管理規程」を制定いたしております。また、当行が中心となり「関連会社ヒアリング」を年2回実施し、事業方針、業績、収益向上策、リスク管理に関する事項その他についてヒアリングを行い、各社の課題に対する認識を醸成し、課題解決に向けた具体策の指導等を行っております。なお、当行監査部は、毎年グループ会社各社に対して監査を実施し改善事項等について提起することで、牽制機能を働かせております。

反社会的勢力への対応について、取締役会にて定めた「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に沿って、「反社会的勢力情報管理規定」のほか関連諸規定を整備しております。具体的には、各種契約書・約款等に暴力団排除条項を設ける他、反社情報の照会システムを構築する等、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組みを行っております。また、取締役会は反社会的勢力への対応状況について、所管部署からの報告等により状況把握を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第97期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預	278,243	預	現金	2,974,002
現預	金	27,197	当	金	149,277
買入金	預	251,045	普	金	1,967,972
買入金	金	2,330	貯	金	6,868
買入金	債	1,867	定	金	828,736
買入金	信	503,942	そ	金	21,148
買入金	証	45,783	讓	金	33,821
買入金	証	150,139	口	金	7,514
買入金	証	109,328	債	金	29,318
買入金	証	34,708	外	金	85
買入金	証	163,983	券	金	3
買入金	証	2,369,160	売	金	82
買入金	証	2,320	末	金	29,668
買入金	証	61,413	未	金	2,119
買入金	証	2,005,157	前	金	2,406
買入金	証	300,269	金	金	1,819
買入金	証	2,845	資	金	1,616
買入金	証	2,756	そ	金	241
買入金	証	47	賞	金	21,465
買入金	証	41	睡	金	647
買入金	証	10,868	再	金	98
買入金	証	91	支	金	3,041
買入金	証	2,676	負	金	11,882
買入金	証	3,511	債	金	
買入金	証	4,588	の	金	
買入金	証	27,574	部	金	
買入金	証	8,185	合	金	
買入金	証	15,697	計	金	3,090,079
買入金	証	1,721	(純資産の部)		
買入金	証	1,970	資	金	16,062
買入金	証	2,507	本	金	11,374
買入金	証	1,865	利	金	11,374
買入金	証	641	資	金	101,587
買入金	証	5,245	利	金	14,926
買入金	証	9,366	そ	金	86,660
買入金	証	11,882	別	金	75,800
買入金	証	△11,634	固	金	251
買入金	証	3,214,200	緑	金	10,609
買入金	証		自	金	△92
買入金	証		株	金	128,932
買入金	証		の	金	△13,268
買入金	証		他	金	1,981
買入金	証		延	金	6,267
買入金	証		地	金	△5,019
買入金	証		価	金	209
買入金	証		・	金	124,121
買入金	証		株	金	3,214,200
買入金	証		の	金	
買入金	証		純	金	
買入金	証		資	金	
買入金	証		産	金	
買入金	証		の	金	
買入金	証		部	金	
買入金	証		合	金	
買入金	証		計	金	

第97期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経資	常 用	37,684
資	金 運	28,215
	貸有口預	8,519
	の	42
	の	896
	の	11
役	務 取	9,930
	受そ	2,223
そ	の 他	7,707
	の 債	664
	の 融	257
	の 他	403
	の 株	3
	の 常	14,840
経資	金 調	14,405
	預讓口債	434
	の	7,521
	の	5,395
	の	543
	の	205
	の	1,252
	の	117
	の	6
役	務 取	3,874
	支そ	541
そ	の 他	3,332
	の 国	16,923
	の 債	2,009
	の 債	14,769
	の 債	144
営	の 業	20,392
	の 倒	2,945
	の 式	1,733
	の 他	446
	の 利	139
	の 損	626
経特	特 別	11,461
	の 定	32
	の 定	275
	の 定	221
	の 定	53
税法	引 税、	11,218
法	人 人	3,235
法	人 人	△25
当	期 純	3,209
	等 純	8,008

第97期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	16,062	11,374	11,374
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
別途積立金の積立			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	16,062	11,374	11,374

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,926	70,800	251	9,281	95,259	△121	122,575
当期変動額							
剰余金の配当				△1,689	△1,689		△1,689
当期純利益				8,008	8,008		8,008
自己株式の取得						△4	△4
自己株式の処分				△14	△14	33	19
別途積立金の積立		5,000		△5,000			—
土地再評価差額金の取崩				23	23		23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	5,000	—	1,327	6,327	28	6,356
当期末残高	14,926	75,800	251	10,609	101,587	△92	128,932

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△13,609	728	6,290	△6,590	175	116,160
当期変動額						
剰余金の配当						△1,689
当期純利益						8,008
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						19
別途積立金の積立						—
土地再評価差額金の取崩						23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	341	1,252	△23	1,570	33	1,603
当期変動額合計	341	1,252	△23	1,570	33	7,960
当期末残高	△13,268	1,981	6,267	△5,019	209	124,121

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理債権、その他の要注意先債権）に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（未保全額）のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 収益の計上方法

代理業務の返金可能性がある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性がある手数料については、契約負債を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘ

ッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

当事業年度は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に705百万円を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 11,634百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6.引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」は、各債務者の支払能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 11,284百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,722百万円
危険債権額	18,493百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	14,921百万円
合計額	45,137百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,368百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	29,248百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

預金	673百万円
----	--------

債券貸借取引受入担保金	29,318百万円
-------------	-----------

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券59,874百万円、及びその他の資産1,689百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,012百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、622,079百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が607,254百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,398百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 23,452百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,214百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は24,155百万円であります。

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 12,243百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 8,434百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 76百万円

役務取引等に係る収益総額 23百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 3百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 11百万円

役務取引等に係る費用総額 330百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 717百万円

3. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下及び店舗統廃合の決定等により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 1 か所	土地・建物・動産	21百万円
福岡県内・遊休資産	所有資産 1 か所	建物	15
長崎県内・遊休資産	所有資産 1 か所	建物	17
合計			53百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATMコーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	佐銀信用保証株式会社	所有 直接100.00	ローン等に 係る 保証委託	被保証債務	343,654	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

佐銀信用保証株式会社より、当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証条件については、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	45	1	12	34	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り1千株、減少は新株予約権の行使12千株及び単元未満株式の売却0千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「短期社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社 債	—	—	—
	そ の 他	10,000	9,738	△261
	小 計	10,000	9,738	△261
合 計		10,000	9,738	△261

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	7,485
関連法人等株式	—
投資事業組合出資金	3,798
合計	11,284

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格のない株式等であります。

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,570	9,267	16,303
	債券	3,617	3,606	10
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,617	3,606	10
	その他	52,786	51,031	1,755
	小計	81,974	63,904	18,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	488	549	△60
	債券	301,634	335,483	△33,849
	国債	45,783	53,632	△7,849
	地方債	150,139	164,052	△13,912
	社債	105,710	117,798	△12,087
	その他	97,386	101,889	△4,502
	小計	399,510	437,922	△38,412
合計		481,484	501,827	△20,342

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	1,162
非上場外国株式	10
合計	1,173

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	17,295	12,858	144
債 券	58,419	—	12,292
国 債	25,257	—	413
地 方 債	30,613	—	11,152
社 債	2,548	—	726
そ の 他	56,116	1,804	2,779
合 計	131,831	14,663	15,215

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,867	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(2026年3月31日現在)につきましては連結注記表に記載しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,815
貸倒引当金	3,060
有価証券償却	881
減価償却費	551
その他有価証券評価差額金	7,074
その他	1,059
繰延税金資産小計	14,442
評価性引当額	△3,350
繰延税金資産合計	11,091
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△696
その他	△1,028
繰延税金負債合計	△1,724
繰延税金資産の純額	9,366

(1 株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額	7,331円26銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	473円90銭
3. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	470円89銭

(重要な後発事象)

該当ありません。

第97期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	278,282	預渡性預金	2,967,163
買入金銭債権	2,330	コーポレートマネー	33,821
金銭の信託	1,867	債券貸借取引受入担保金	7,514
有価証券	496,538	借入金	29,318
貸出金	2,356,922	借用金	4,737
外国為替	2,845	外国為替	85
リース債権及びリース投資資産	17,343	その他の負債	33,947
その他の資産	14,893	賞与引当金	685
有形固定資産	27,906	退職給付に係る負債	261
建物	8,228	役員退職慰労引当金	11
土地	15,769	睡眠預金払戻損失引当金	98
建設仮勘定	1,725	再評価に係る繰延税金負債	3,041
その他の有形固定資産	2,183	支払承認	11,882
無形固定資産	2,633	負債の部合計	3,092,567
ソフトウェア	1,928	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	704	資本金	16,062
退職給付に係る資産	10,538	資本剰余金	13,327
繰延税金資産	8,515	利益剰余金	98,374
支払承認見返	11,882	自己株式	△92
貸倒引当金	△13,404	株主資本合計	127,671
投資損失引当金	△31	その他有価証券評価差額金	△13,267
資産の部合計	3,219,066	繰延ヘッジ損益	1,981
		土地再評価差額金	6,267
		退職給付に係る調整累計額	3,636
		その他の包括利益累計額合計	△1,382
		新株予約権	209
		純資産の部合計	126,498
		負債及び純資産の部合計	3,219,066

第97期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,062	13,327	91,469	△121	120,737
当期変動額					
剰余金の配当			△1,689		△1,689
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,585		8,585
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分			△14	33	19
土地再評価差額金の取崩			23		23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,905	28	6,933
当期末残高	16,062	13,327	98,374	△92	127,671

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△13,609	728	6,290	2,051	△4,538	175	116,374
当期変動額							
剰余金の配当							△1,689
親会社株主に帰属する当期純利益							8,585
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							19
土地再評価差額金の取崩							23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	341	1,252	△23	1,585	3,156	33	3,189
当期変動額合計	341	1,252	△23	1,585	3,156	33	10,123
当期末残高	△13,267	1,981	6,267	3,636	△1,382	209	126,498

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

佐銀リース株式会社
佐銀信用保証株式会社
佐銀デジタルパートナーズ株式会社
株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング
佐銀ビジネスサービス株式会社
さぎんコネクト株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号
デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第一号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合第一号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号
佐銀スタートアップ応援投資事業有限責任組合第一号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第六号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合第二号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号
デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第一号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合第一号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号

佐銀スタートアップ応援投資事業有限責任組合第一号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第六号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合第二号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 6社

【連結注記表】

- ・記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- ・子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理債権、その他の要注意先債権）に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（未保全額）のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時（またはリース料を受受すべき時）に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 代理業務の返金可能性のある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性のある手数料については、契約負債を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等においては、上記（1）及び（2）について、ヘッジ会計を行っておりません。

14. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等を含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

当連結会計年度は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に705百万円を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,404百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フローの見積り」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」は、各債務者の支払能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

3,798百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,139百万円
危険債権額	18,517百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	15,002百万円
合計額	45,659百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,368百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29,248百万円

リース投資資産 289百万円

担保資産に対応する債務

預金 673百万円

債券貸借取引受入担保金 29,318百万円

借入金 325百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券59,874百万円及びその他資産1,689百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,021百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、620,229百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が605,404百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,398百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 23,897百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,214百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は24,155百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下及び店舗統廃合の決定等により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗1か所	土地・建物・動産	21百万円
福岡県内・遊休資産	所有資産1か所	建物	15
長崎県内・遊休資産	所有資産1か所	建物	17
合計			53百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATMコーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結される子会社及び子法人等では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,935	—	—	16,935	
自己株式					
普通株式	45	1	12	34	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り1千株、減少は新株予約権の行使12千株及び単元未満株式の売却0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—			209	
	合計			—			209	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	844百万円	50.00円	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	845百万円	50.00円	2025年 9月30日	2025年 12月2日
合計		1,689百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,014百万円	利益剰余金	60.00円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金等で資金を調達し、貸出金や有価証券等で運用するという銀行業務を主として営んでおります。預金、貸出金や有価証券等の金融資産・金融負債は、金利リスク・価格変動リスク等を有しており、これらのリスクを適切にコントロールし安定的な収益を計上するため、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業会社、地方公共団体及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行による信用リスクに晒されております。当行では融資の規範であるクレジットポリシーに業種毎の与信限度シェアを定めており、特定業種への与信集中はありません。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスクに晒されております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っております。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、「債務者信用格付制度」、「自己査定」などの個別のリスク管理に加え、統計的手法によって、今後1年間の損失額を計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでいる他、与信限度額の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信関連部署より定期的に経営陣に対し大口取引先への与信状況やポートフォリオ全体のリスク量等の報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」など市場リスク管理に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、リスク限度額をALM会議で協議の上、常務会で決定しております。所管部はALM会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはALM担当部において金融資産及び負債について、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月ALM会議で報告しております。なお、ALMにより金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、当行全体の為替ポジションを把握した上で管理を行い、必要に応じて通貨スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式等の保有については、ALM会議の方針に基づき、ALM会議で協議の上、常務会で決定したリスク限度額の枠内で行っております。このうち、純投資目的については、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものについては、取引先の事業環境や財務状況などをモニタリングの上、リスク・リターン評価などを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しも検証し保有の可否を判断しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制のもとで実施しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

(ア)トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、トレーディング目的として保有している「金融商品」のバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という）の算定にあたっては、分散共分散法（保有期間：10日間、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2026年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で0百万円です。

(イ)トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的の債券に分類される債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引のうち金利スワップ取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引等」です。これらの金融資産及び金融負債に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（円貨：保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年／円貨のうち債券店頭オプション取引：保有期間・満期までの日数、信頼区間99%、観測期間1年／外貨：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

また、価格変動リスクの影響を受ける株式等に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（政策投資：保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年／純投資・投資信託・特定金銭信託：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2026年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務以外の市場リスク量は、全体で16,717百万円です。なお、当行では内部管理上、政策投資株式VaRについては、VaRから評価損益を差し引いた計数をリスク量として使用しており、政策株式の評価益が政策投資株式VaRを上回っているため、政策投資株式のリスク量はゼロとなっております。

なお、計測されたVaRの値については、バックテストによる検証を定期的実施しております。バックテスト（保有期間1日VaR及び保有期間VaR、信頼区間99%）の結果、使用するリスク計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、預金、貸出金の満期ミスマッチ管理、流動性を考慮した有価証券及び短期金融市場での運用などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、及び重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権 (*1)	2,319	2,319	—
(2) 有価証券 (*1)			
満期保有目的の債券	10,000	9,738	△261
その他有価証券	481,489	481,489	—
(3) 貸出金	2,356,922		
貸倒引当金 (*1)	△11,504		
	2,345,418	2,350,873	5,455
(4) リース債権及びリース投資資産	17,343		
貸倒引当金 (*1)	△43		
	17,299	17,074	△225
資産計	2,856,526	2,861,495	4,968
(1) 預金	2,967,163	2,965,646	△1,516
(2) 譲渡性預金	33,821	33,821	—
(3) 借入金	4,737	4,737	—
負債計	3,005,721	3,004,205	△1,516
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(989)	(989)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2,884	2,879	△5
デリバティブ取引計	1,895	1,890	△5

(*1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金及び有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	1,170
非上場外国株式 (*1) (*2)	10
組合出資金 (*3)	3,837

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	2,330	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	10,000	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	67,162	96,893	81,464	42,193	36,447	95,268
貸出金 (*)	520,089	367,095	343,880	229,567	238,465	621,496
リース債権及びリース投資資産	5,029	7,745	3,853	715	—	—
合 計	594,611	471,733	429,199	272,476	284,912	716,764

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めない8,239百万円、期間の定めのないもの28,088百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,683,139	253,555	21,237	9,230	—	—
譲渡性預金	33,821	—	—	—	—	—
借入金	1,930	2,052	755	—	—	—
合 計	2,718,891	255,608	21,992	9,230	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	45,783	150,139	—	195,923
社債	—	125,362	29,442	154,804
住宅ローン担保証券	—	44,199	—	44,199
株式	26,064	—	—	26,064
その他	29,875	28,433	—	58,308
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,884	—	2,884
通貨関連	—	627	—	627
資産計	101,723	351,646	29,442	482,811
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,616	—	1,616
負債計	—	1,616	—	1,616

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,189百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び償還の純額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の 包括利益 に計上(*)					
1,856	—	32	300	—	—	2,189	—

(*)連結株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,319	2,319
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	9,738	9,738
社債	—	—	9,738	9,738
貸出金	—	—	2,350,873	2,350,873
リース債権及びリース投資資産	—	—	17,074	17,074
資産計	—	—	2,380,005	2,380,005
預金	—	2,965,646	—	2,965,646
譲渡性預金	—	33,821	—	33,821
借入金	—	—	4,737	4,737
デリバティブ取引				
金利関連	—	5	—	5
負債計	—	2,999,473	4,737	3,004,210

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、評価日時点で想定される市場等での再借入利率で割り引いていることから、レベル2の時価に分類しております。そうでない場合はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値	信用リスクスプレッド	0.0%—15.3%	0.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）
 (単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、及び 決済の純額	レベル3の 時価への振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 金融資産及び金融負債 の評価損益
		損益に計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	28,975	—	△212	679	—	—	29,442	—

(*) 連結株主資本等変動計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
 信用リスクスプレッド

信用リスクスプレッドは、スワップレートなどの基準市場金利に対する調整率であり、信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムとしての上乗せ利率になります。一般に、信用リスクスプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	社 債	—	—	—
	そ の 他	10,000	9,738	△261
	小 計	10,000	9,738	△261
合 計		10,000	9,738	△261

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	25,575	9,269	16,305
	債 券	3,617	3,606	10
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,617	3,606	10
	そ の 他	52,786	51,031	1,755
	小 計	81,979	63,907	18,071
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	488	549	△60
	債 券	301,634	335,483	△33,849
	国 債	45,783	53,632	△7,849
	地 方 債	150,139	164,052	△13,912
	社 債	105,710	117,798	△12,087
	そ の 他	97,386	101,889	△4,502
	小 計	399,510	437,922	△38,412
合 計		481,489	501,830	△20,340

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	17,295	12,858	144
債 券	58,419	—	12,292
国 債	25,257	—	413
地 方 債	30,613	—	11,152
社 債	2,548	—	726
そ の 他	56,116	1,804	2,779
合 計	131,831	14,663	15,215

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

(1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄

(2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄

ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合

イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合

ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,867	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証業	計			
役務取引等収益等							
預金・貸出業務	2,059	—	—	2,059	—	—	2,059
為替業務	2,219	—	—	2,219	—	—	2,219
その他	5,516	—	—	5,516	60	—	5,576
顧客との契約から生じる経常収益	9,794	—	—	9,794	60	—	9,855
上記以外の経常収益	53,213	7,787	431	61,432	559	—	61,991
外部顧客に対する経常収益	63,008	7,787	431	71,226	619	—	71,846

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。

2. 「リース業」の「上記以外の経常収益」は、リース取引に関する会計基準に基づくものであります。

(1 株当たり情報)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 7,471円92銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 508円05銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 504円83銭 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 52百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式21,130株	普通株式23,710株
付与日	2012年7月31日	2013年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年7月31日から 2043年7月30日まで

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式24,110株	普通株式17,530株
付与日	2014年7月31日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年7月31日から 2045年7月30日まで

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式24,700株	普通株式18,950株
付与日	2016年7月27日	2017年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月28日から 2046年7月27日まで	2017年7月27日から 2047年7月26日まで

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式20,280株	普通株式32,240株
付与日	2018年7月27日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月28日から 2048年7月27日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式39,950株	普通株式33,790株
付与日	2020年7月30日	2021年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月31日から 2050年7月30日まで	2021年7月31日から 2051年7月30日まで

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式29,370株	普通株式26,650株
付与日	2022年7月29日	2023年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年7月30日から 2052年7月29日まで	2023年7月29日から 2053年7月28日まで

	2024年ストック・オプション	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名	当行の取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式17,650株	普通株式22,000株
付与日	2024年7月22日	2025年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2024年7月23日から 2054年7月22日まで	2025年7月23日から 2055年7月22日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	1,910	1,900	1,860	1,410	1,930
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	1,910	1,900	1,860	1,410	1,930
	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	1,640	5,100	8,120	14,170	11,980
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	3,050	2,580
失効	—	—	—	—	—
未行使残	1,640	5,100	8,120	11,120	9,400

	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション	2025年 ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	22,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	22,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	16,470	17,950	17,650	—
権利確定	—	—	—	22,000
権利行使	2,480	2,600	1,810	—
失効	—	—	—	—
未行使残	13,990	15,350	15,840	22,000

② 単価情報

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—円	—円	—円	—円	—円
付与日における 公正な評価単価	1,740円	1,900円	2,230円	2,810円	2,390円
	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—円	—円	—円	2,308円	2,308円
付与日における 公正な評価単価	2,500円	2,450円	1,483円	1,089円	1,322円
	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション	2025年 ストック・ オプション	
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	
行使時平均株価	2,308円	2,308円	2,308円	—	
付与日における 公正な評価単価	1,433円	1,772円	2,305円	2,384円	

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2025年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2025年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	27.4%
予想残存期間 (注2)	3.3年
予想配当 (注3)	1株当たり90円
無リスク利子率 (注4)	0.87%

- (注) 1. 2022年3月28日の週から2025年7月14日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。
3. 2025年3月期の配当実績。
4. 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中園 龍 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中園 龍 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて

継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計家を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社 佐賀銀行 監査等委員会
常勤監査等委員 三 好 浩一郎 ㊟
社外監査等委員 田 中 俊 章 ㊟
社外監査等委員 池 田 巧 ㊟
社外監査等委員 福 田 恵 巳 ㊟
社外監査等委員 田 村 浩 司 ㊟

(注) 1. 監査等委員 田中俊章、池田巧、福田恵巳及び田村浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式のご案内

THE BANK OF SAGA

決算日	毎年3月31日	株主名簿管理人 および特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
配当金	期末配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しお支払いいたします。 中間配当を行う場合は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しお支払いいたします。 なお、配当金のお受け取りには、お近くの当行本支店または出張所の「預金口座振込」をご利用いただけますと、早くて便利です。	同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
定時株主総会	毎年6月	郵便物送付先 電話お問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎0120-288-324 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)
定時株主総会の 基準日	毎年3月31日 上記のほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める日。	お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店（トラストラウンジは除きます。） ※未払配当金のお支払いについては、みずほ銀行の本店及び全国各支店でもお取扱いたします。
公告方法	電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞、佐賀市において発行する佐賀新聞および福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行います。公告につきましては、下記のウェブサイトに掲載して行います。 https://www.sagabank.co.jp	上場証券取引所 各種手続のお申出先	東京証券取引所、福岡証券取引所 ・証券口座にて株式を管理されている株主さま お取引の証券会社 ・証券会社とのお取引がない株主さま みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎0120-288-324 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)
株式取扱手数料	単元未満株式の買取・買増手数料 (1) 1株当たりの買取価格または1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てます。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円です。 (2) 証券会社等および株式会社証券保管振替機構に対して支払う手数料は、株主様のご負担となります。	株主総会資料の 電子提供制度(書面 交付請求)について のお問合せ	・証券口座にて株式を管理されている株主さま お取引の証券会社 ・証券会社とのお取引がない株主さま みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル ☎0120-524-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)

特別口座でのお手続用紙は、以下の株主名簿管理人のウェブサイトでも取得できます。
ウェブサイト
<https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>
(お手持ちのプリンターで印刷のうえご利用ください。)

「営業のご報告（ミニ・ディスクロージャー誌）」につきましては発行を廃止（中間期につきましても）させていただきます。なお、当行取組みの詳細につきましては当行ウェブサイトに掲載のディスクロージャー誌をご覧ください。

◀当行ウェブサイト掲載箇所▶

<https://www.sagabank.co.jp/ir/>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」にある「ディスクロージャー誌」よりご確認ください。

